

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成25年12月10日

【会社名】

日本アジアグループ株式会社

【英訳名】

Japan Asia Group Limited

【代表者の役職氏名】

代表取締役会長兼社長 山下 哲生

【本店の所在の場所】

東京都千代田区六番町2番地

【電話番号】

03(4476)8000（代表）

【事務連絡者氏名】

取締役 渡邊 和伸

【最寄りの連絡場所】

東京都千代田区六番町2番地

【電話番号】

03(4476)8000（代表）

【事務連絡者氏名】

取締役 渡邊 和伸

【届出の対象とした募集有価証券の種類】

新株予約権証券
（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）

【届出の対象とした募集金額】

（第3回新株予約権）
その他の者に対する割当 31,625,000円
（新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額）

956,625,000円

（第4回新株予約権）
その他の者に対する割当 200,000円
（新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額）

968,950,000円

（第5回新株予約権）
その他の者に対する割当 12,500円
（新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額）

1,250,012,500円

（第6回新株予約権）
その他の者に対する割当 12,500円
（新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額）

1,625,012,500円

（注）行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】（第3回新株予約権証券）

(1)【募集の条件】

発行数	12,500個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	31,625,000円
発行価格	新株予約権1個につき2,530円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成25年12月26日（木）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	日本アジアグループ株式会社 総務人事部 東京都千代田区六番町2番地
割当日	平成25年12月26日（木）
払込期日	平成25年12月26日（木）
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 京橋支店

- (注) 1. 第3回新株予約権証券（以下、文脈に応じて個別に又は第4回新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権と総称して「本新株予約権」といいます。）については、平成25年12月10日（火）開催の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の買取契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 払込期日までに割当予定先との間で本新株予約権の買取契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による本新株予約権の発行は行われないこととなります。
4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は1,250,000株、割当株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。以下同じ。）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準</p> <p>当社は、平成25年12月26日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額（本欄第4項に定める価額をいう。以下同じ。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。以下同様とする。</p>
--------------------------	--

	<p>「修正日」とは、各行使価額の修正につき、(注)7.に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日(但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日)をいう。以下同様とする。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 当社が本欄第2項に定める取締役会決議をした旨を本新株予約権者に通知した日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、行使の際に同項に記載の条件に該当する都度、行使価額は修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 下限行使価額は、当社普通株式1株当たり510円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 割当株式数の上限 1,250,000株(発行済株式総数に対する割合は4.61%)</p> <p>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 669,125,000円(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。)</p> <p>7. 本新株予約権には、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社が、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の条項が設けられている(詳細は別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、1,250,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株)とする。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>

新株予約権の行使時の払込金額

1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初740円とする。但し、行使価額は本欄第2項に定める修正及び本欄第3項に定める調整を受ける。

2. 行使価額の修正

当社は、平成25年12月26日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、510円とする。但し、本欄第3項の規定を準用して調整される。

3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定める子会社をいう。）の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、上記第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

956,625,000円

(注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項乃至第4項及び別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項によって調整が行われることがある。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成25年12月27日から平成27年12月26日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 京橋支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり2,530円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p> <p>2. 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり2,530円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

（注）1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

当社は、下記「（1）資金調達の目的」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしましたが、下記「（4）本スキームの特徴 [他の資金調達方法との比較]」に記載のとおり、公募増資やMSCB等の各種資金調達方法には各々デメリットがある中で、割当予定先のグループ会社であるマッコーリーキャピタル証券会社より提案を受けた下記「（2）資金調達方法の概要」に記載のスキーム（以下「本スキーム」といいます。）は、下記「（4）本スキームの特徴」に記載のメリットがあることから、総合的に判断した結果、最適な資金調達方法であり、資金調達の実現性も最も高い手法であ

ると判断いたしました。そのため、本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権)の発行により資金調達をしようとするものであります。

(1) 資金調達の目的

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、国内外の地形情報等を三次元で認識する空間情報を活用した総合コンサルティング及びアセットマネジメント業務を国内外で展開している「空間情報コンサルティング事業」、不動産賃貸や戸建住宅事業といった不動産サービス事業に加え、省エネ・創エネに関するソリューションを提供している「グリーンプロパティ事業」、国内外で太陽光発電施設の開発及び売電事業を手がける「グリーンエネルギー事業」並びに国内外の証券業及び投信委託・投資顧問業等を手がける「ファイナンシャルサービス事業」を展開しており、当社がグループの全ての事業を統括する体制となっております。当社は、「空間情報コンサルティング事業」、「グリーンプロパティ事業」、「グリーンエネルギー事業」及び「ファイナンシャルサービス事業」の4つの事業をコアとして独自の技術や培ったノウハウの強みとグループ力を活かし、収益力の向上と持続的な企業価値の向上に努めております。平成25年3月期は連結営業損益、同経常損益、同当期純損益が全て黒字化しました。また、平成26年3月期についても足元の業績は堅調に推移しており、増収増益を見込んでおります。

当社は、空間情報コンサルティング事業、グリーンプロパティ事業及びファイナンシャルサービス事業という従来型の3つのコア事業が其々、収益率向上に向けての取り組みを継続していくと同時に、今期は「エネルギー・環境・アジア」の3つをテーマに各セグメントのリソースをグループとして結集し、新しい成長分野を開拓しております。その具体的な施策として、グループの経営資源を集中し、「グリーンエネルギー事業」への取り組みをより一層強化しております。太陽光発電施設による売電事業を手がける「グリーンエネルギー事業」は、当社のグループ力が発揮された1つのシンボルでもあります。電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき、電力会社は、設備認定を受けた再生可能エネルギー発電施設において発電される電力を一定期間にわたって一定価格で買い取ることを義務づけられています(固定価格買取制度)。買取価格は年度ごとに定められ、例えば、平成24年度に設備認定を受けた太陽光発電施設については、1キロワット時当たり40円(消費税別)、また平成25年度に設備認定を受けたものについては、1キロワット時当たり36円(消費税別)による買取が20年間継続することになります。この固定価格買取制度から生じる20年にわたる長期安定的収益は、当社のその他の3事業が生み出す付加価値と同等の規模に拡大していくものと見込んでおります。

しかしながら、太陽光発電施設の開発期間中は、開発コストの計上が先行する一方、売電収入が見込めず、大規模な発電施設開発に至っては発電施設稼働までに数年間を要することもあります。そのため、長期的には安定した収益への貢献が期待できるものの、当面は積極的な開発に伴う資金需要の拡大が予想されます。

<太陽光発電施設の開発>

平成25年11月末現在、当社グループでは合計で約13メガワットの太陽光発電施設を稼働しておりますが、現在開発中の案件で約22メガワット、今後を開発を計画している案件が約60メガワットあります。さらに、今後も独自での案件開発を続けていくうえで、開発に不可欠な電力会社との系統連系や経済産業大臣による設備認定を受けた発電施設などの「案件買取」を打診してくるケースも出てきており、今後当社の抱える案件が増加していくことが見込まれます。

現在、国内での太陽光発電施設の新設に要する費用は1メガワットあたり3億円程度です。当社グループの太陽光発電施設開発事業は、全額自己資金により開発を行うものではなく、開発資金の大半を金融機関からの借入れ等の負債により調達しております。また、全ての案件が自社開発案件というわけではなく、開発業務サービスを提供するというビジネス形態や、事業パートナーとの共同出資の形態により取り組むことも想定されます。金融機関からの借入れや事業パートナーやファンドからの出資等を除いた部分が、当社グループとして調達する必要がある資金となります。

そこで、当社は、平成25年12月10日、割当予定先に対する第三者割当による本新株予約権の発行を決定いたしました。第3回新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権の発行及び行使によって調達する資金(払込金額の総額の合計4,800,600,000円、差引手取概算額の合計4,772,150,000円)は、太陽光発電施設の開発資金に充当する予定です。具体的には、当社がグリーンエネルギー事業の主体となる当社子会社であるJAG国際エナジー株式会社等に貸付を実施し、当該子会社から開発費用を支払う予定です。

(2) 資金調達方法の概要

本件の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。本新株予約権の行使価額は当初固定されていますが、当社は、平成25年12月26日以降、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降、上記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に本新株予約権の発行価額と同額の金銭と引換えに、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行います。当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しません。

第3回新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権が全て行使された場合の交付株式数は5,000,000株となり、当社の発行済株式総数27,138,380株を分母とする希薄化率は18.42%となる見込みです。なお、割当予定先が上記新株予約権を全て行使したうえで取得する当社株式を全て保有し、かつ当社が新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る割当後の所有株式数は5,000,000株、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は16.32%となる見込みです。

(3) 資金調達方法の選択理由

本スキームには下記「(4)本スキームの特徴」に記載の[メリット]及び[デメリット]がありますが、当社の資金需要や市場環境等を勘案しながら機動的に資金を調達することができ、既存株主の利益への影響を抑えながら自己資本を増強することが可能であることから、下記「(4)本スキームの特徴」に記載の[他の資金調達方法との比較]のとおり、他の資金調達方法と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定しました。

(4) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

原則として固定された行使価額による資金調達

株価の上昇局面において効率的かつ有利な資金調達を実現するため、新株予約権を4回のシリーズに分け、現時点株価近辺及び将来の株価上昇時における資金調達を想定し、4通りの行使価額を設定しております。行使価額は原則として固定されており、当社が希望しない限り行使価額の修正は行われなため、仮に将来において株価が急落した場合でも、当社が行使価額の修正を行わなければ、当初の予測を超える速さで希薄化が促進されることはありません。

最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は、1,250,000株で固定されており、最大交付株式数が限定されております。そのため、行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません。

取得条項

将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社の選択により、本新株予約権の払込期日の翌日以降、いつでも残存する本新株予約権を上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄記載の取得条項に従って取得することが可能です。取得価額は発行価額と同額であり、追加的な費用負担は発生いたしません。

行使価額修正条項・選択権

上記に記載のとおり、本新株予約権の行使価額は原則として固定されていますが、当社の判断により、行使価額の修正を開始することが可能です。上記に記載のとおり4つの行使価額を設定することで、株価上昇の機を捉えた資金調達が可能にする一方、行使価額の修正選択権を併せ持つことにより、当初の目標株価であった行使価額を大幅に上回って株価が上昇した場合には資本調達額を増額でき、行使価額を下回って株価が推移している状態であっても、緊急の又は機動的な資金ニーズに対して対応することが可能となります。なお、行使価額の下修正については、下限が定められており、当社が行使価額の修正を決定した後に株価が急落した場合であっても、行使価額の下修正に歯止めが掛かる仕組みとなっています。

行使時期の指定

下記(注)3.に記載のとおり、本買取契約(下記「(注)3.当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容」に定義します。)に基づき、当社は、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間を2回まで定めることができるほか、一定の場合には、当社の請求により、割当予定先による本新株予約権の行使を義務づけることができます。これによって当社は、割当予定先による権利行使時期に一定の制限を課し、かつ、一定程度、権利行使のタイミングを選択することが可能になります。

自己資本調達のスランバイ(時間軸調整効果)

新株発行手続には、有価証券届出書の待機期間も含め通常数週間を要します。よって、株価が目安となる水準に達してから準備を開始しても、数週間の発行準備期間を要し、かつその期間中の株価変動等により、機動的かつタイムリーな資本調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、複数の行使価額を設定した本新株予約権を予め発行しておくことにより、株価上昇後の有利な価格による資金調達をスランバイできます。

[デメリット]

当初資本調達額が限定的

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、本新株予約権の行使個数に応じた割当株式数に行使価額を乗じた金額の資金調達がなされるため、本新株予約権の発行当初には、満額の資金調達を行うことができません。

株価低迷時に資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に当初行使価額を下回り、当社が行使価額を修正しない場合などでは、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。また、当社が行使価額を修正した場合においても、株価が当初行使価額を下回る状況では資金調達額が当初想定額を下回る可能性があります。

割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却することを前提としており、現在の当社株式の流動性に鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

割当予定先が本新株予約権を行使せず、資金調達がなされない可能性

割当予定先に本新株予約権の行使義務が生じる場面は限られていますので、割当予定先が行使をしない限り全く資金調達がなされない可能性もあります。

取得請求権により資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性

本新株予約権発行後、当社普通株式の株価が大幅に下落した場合又は東京証券取引所における当社普通株式の平均売買出来高が大幅に減少した場合、割当予定先が本買取契約に定められた取得請求権(

1)を行使することにより、調達額が減少する場合があります。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資本調達を募るといふ点において限界があります。

(1) 取得請求権

本買取契約には、いずれかの取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が10取引日連続して平成25年12月9日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%(409円)(但し、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて調整されるものとします。)を下回った場合、いずれかの10連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、平成25年12月10日に先立つ10連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高(但し、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて調整されるものとします。)の50%を下回った場合、又は東京証券取引所における当社の普通株式の取引が5取引日以上期間にわたって停止された場合には、割当予定先は、それ以後いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができ、当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して14取引日目の日において、本新株予約権の発行価額と同額の金銭と引換えに、当該取得請求に係る本新株予約権の全部を取得する旨の取得請求権が定められます。

[他の資金調達方法との比較]

当社は、この度の資金調達に際して、金融機関からの借入れ、公募増資、第三者割当増資、株主割当等の資金調達方法を検討いたしました。金融機関からの借入れ及び社債発行による資金調達では、調達額全額が負債となるため、財務健全性の低下に伴い、今後の借入余地が縮小する可能性があり、財務健全性の維持の観点からも適当ではないと判断いたしました。公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能になるものの、同時に1株当たり利益の即時希薄化を伴うため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えており、資金調達方法の候補からは除外しております。また、新株予約権の無償割当てによる増資であるライツ・オフリングについては、既存株主における希薄化の影響を限定できるメリットはあるものの、新株流通による需給悪化懸念などから株価が大きく乱高下するおそれがあるため、既存株主へ与える影響が大きくなること、コミットメント型ライツ・オフリングにおいては、引受手数料等のコストが増大することが予想されること、ノンコミットメント型ライツ・オフリングにおいては、行使率及びその結果としての資金調達額が不透明であることといったデメリットがあるため、同様に資金調達方法の候補から除外しております。第三者割当方式での新株式の発行では、短期間で当社の求める資金調達時期に当社の求める株価水準で割当先となる適切な投資家を見つけることが困難であると判断しております。また、株主割当方式での新株式の発行では、希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。さらに、行使価額が固定されたままの新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となります。したがって、当社といたしましては株価水準に応じた段階的な資金調達が可能であるため、上記特徴を有する本新株予約権の発行という方法を資金調達方法として選択いたしました。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。
3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含む本新株予約権の買取契約(以下「本買取契約」といいます。)を締結いたします。
 - (1) 当社は、本新株予約権の行使期間中、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間(以下「不行使期間」といいます。)を全ての回号の本新株予約権を通じて2回まで定めることができます。1回の不行使期間は10連続取引日以下とし、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って5取引日前までに書面により不行使期間の通知を行います。
 - (2) 当社は、行使期間の始期からその満了日の20取引日前の日(当日を除く。)までの期間中、割当予定先に対して書面にて、本買取契約に定められた条件が全て充足されている旨を誓約し、行使すべき本新株予約権の数を指定した上で、対象となる本新株予約権の行使を請求することができ(以下「本件行使指示」といいます。)、割当予定先は、本件行使指示が効力を生じた日から10取引日以内又は当社と合意した取引日のどちらか短い期間(以下「行使義務期間」といいます。)に、指定された数の本新株予約権を、1回で又は複数回に分けて行使します。当社は、本件行使指示を一旦行った後に、これを取り消すことはできません。なお、一定の事由が生じた場合、行使義務期間は延長されません。
 - (3) 割当予定先は、本買取契約に従い本新株予約権の全部又は一部の回号について行使価額の修正が行われた場合、修正日から20取引日以内に、当社の普通株式150,000,000円分に相当する数の当該本新株予約権を、一回で又は複数回に分けて行使します。なお、一定の事由が生じた場合、上記期間は延長されます。
 - (4) 当社と割当予定先は、本買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に本新株予約権その他のMSCB等(東京証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則第411条に定義されるMSCB等をいいます。)のいずれか又は複数の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る行使を行わせない旨その他の同施行規則第436条第4項に規定する内容を定めます。
 - (5) 本新株予約権が残存する限り、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことに合意しています。但し、当社の役員、従業員及び当社の子会社の役員、従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、並びに当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合(当該事業会社が金融会社又は貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。)を除きます。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項はありません。
7. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、上記(1)の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が上記(2)に定める口座に入金された日に効力が発生する。
8. 株券の交付方法
当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
9. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行新株予約権証券】(第4回新株予約権証券)

(1)【募集の条件】

発行数	12,500個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	200,000円
発行価格	新株予約権1個につき16円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成25年12月26日(木)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	日本アジアグループ株式会社 総務人事部 東京都千代田区六番町2番地
割当日	平成25年12月26日(木)
払込期日	平成25年12月26日(木)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 京橋支店

- (注) 1. 第4回新株予約権証券(以下、文脈に応じて個別に又は第3回新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権と総称して「本新株予約権」といいます。)については、平成25年12月10日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の買取契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 払込期日までに割当予定先との間で本新株予約権の買取契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による本新株予約権の発行は行われないこととなります。
4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の目的である株式の総数は1,250,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2. 行使価額の修正基準 当社は、平成25年12月26日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額(本欄第4項に定める価額をいう。以下同じ。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。 「修正日」とは、各行使価額の修正につき、(注)7.に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日(但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日)をいう。以下同様とする。 3. 行使価額の修正頻度 当社が本欄第2項に定める取締役会決議をした旨を本新株予約権者に通知した日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、行使の際に同項に記載の条件に該当する都度、行使価額は修正される。 4. 行使価額の下限 下限行使価額は、当社普通株式1株当たり510円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。 5. 割当株式数の上限 1,250,000株(発行済株式総数に対する割合は4.61%) 6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 637,700,000円(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。) 7. 本新株予約権には、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社が、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の条項が設けられている(詳細は別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。</p>

<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、1,250,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株)とする。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
------------------------	---

新株予約権の行使時の払込金額

1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初775円とする。但し、行使価額は本欄第2項に定める修正及び本欄第3項に定める調整を受ける。

2. 行使価額の修正

当社は、平成25年12月26日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、510円とする。但し、本欄第3項の規定を準用して調整される。

3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定める子会社をいう。)の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、上記第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

	<p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>968,950,000円</p> <p>(注)行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項乃至第4項及び別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項によって調整が行われることがある。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成25年12月27日から平成27年12月26日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 京橋支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり16円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p> <p>2. 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり16円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

- (注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由
前記「1 新規発行新株予約権証券(第3回新株予約権証券)(2) 新株予約権の内容等」に対する(注)1.を参照
2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。
3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
前記「1 新規発行新株予約権証券(第3回新株予約権証券)(2) 新株予約権の内容等」に対する(注)3.を参照
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項はありません。
7. 本新株予約権の行使請求の方法
(1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。
(2) 本新株予約権を行使する場合、上記(1)の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
(3) 本新株予約権の行使請求は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が上記(2)に定める口座に入金された日に効力が発生する。
8. 株券の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

9. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

3【新規発行新株予約権証券】(第5回新株予約権証券)

(1)【募集の条件】

発行数	12,500個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	12,500円
発行価格	新株予約権1個につき1円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成25年12月26日(木)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	日本アジアグループ株式会社 総務人事部 東京都千代田区六番町2番地
割当日	平成25年12月26日(木)
払込期日	平成25年12月26日(木)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 京橋支店

- (注) 1. 第5回新株予約権証券(以下、文脈に応じて個別に又は第3回新株予約権、第4回新株予約権及び第6回新株予約権と総称して「本新株予約権」といいます。)については、平成25年12月10日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の買取契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 払込期日までに割当予定先との間で本新株予約権の買取契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による本新株予約権の発行は行われないこととなります。
4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は1,250,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準</p> <p>当社は、平成25年12月26日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額(本欄第4項に定める価額をいう。以下同じ。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>「修正日」とは、各行使価額の修正につき、(注)7.に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日(但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日)をいう。以下同様とする。</p>
--------------------------	---

	<p>3. 行使価額の修正頻度 当社が本欄第2項に定める取締役会決議をした旨を本新株予約権者に通知した日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、行使の際に同項に記載の条件に該当する都度、行使価額は修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 下限行使価額は、当社普通株式1株当たり638円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 割当株式数の上限 1,250,000株(発行済株式総数に対する割合は4.61%)</p> <p>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 797,512,500円(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。)</p> <p>7. 本新株予約権には、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社が、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の条項が設けられている(詳細は別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、1,250,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株)とする。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初1,000円とする。但し、行使価額は本欄第2項に定める修正及び本欄第3項に定める調整を受ける。</p> <p>2. 行使価額の修正</p> <p>当社は、平成25年12月26日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、638円とする。但し、本欄第3項の規定を準用して調整される。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）</p> <p>調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合</p> <p>調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定める子会社をいう。）の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）</p> <p>調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当の場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p>
-----------------------	--

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、上記第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

1,250,012,500円

(注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項乃至第4項及び別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項によって調整が行われることがある。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成25年12月27日から平成27年12月26日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使請求の受付場所 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 2. 取次場所 該当事項はありません。 3. 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 京橋支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。 2. 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

- (注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由
前記「1 新規発行新株予約権証券（第3回新株予約権証券）(2) 新株予約権の内容等」に対する
(注) 1. を参照
2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。
 3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

前記「1 新規発行新株予約権証券(第3回新株予約権証券)(2)新株予約権の内容等」に対する
(注)3.を参照

4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項はありません。
7. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、上記(1)の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が上記(2)に定める口座に入金された日に効力が発生する。
8. 株券の交付方法
当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
9. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権証券】(第6回新株予約権証券)

(1)【募集の条件】

発行数	12,500個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	12,500円
発行価格	新株予約権1個につき1円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成25年12月26日(木)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	日本アジアグループ株式会社 総務人事部 東京都千代田区六番町2番地
割当日	平成25年12月26日(木)
払込期日	平成25年12月26日(木)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 京橋支店

- (注) 1. 第6回新株予約権証券(以下、文脈に応じて個別に又は第3回新株予約権、第4回新株予約権及び第5回新株予約権と総称して「本新株予約権」といいます。)については、平成25年12月10日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の買取契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。
 3. 払込期日までに割当予定先との間で本新株予約権の買取契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による本新株予約権の発行は行われなないこととなります。
 4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の目的である株式の総数は1,250,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2. 行使価額の修正基準 当社は、平成25年12月26日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額(本欄第4項に定める価額をいう。以下同じ。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。 「修正日」とは、各行使価額の修正につき、(注)7.に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日(但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日)をいう。以下同様とする。 3. 行使価額の修正頻度 当社が本欄第2項に定める取締役会決議をした旨を本新株予約権者に通知した日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、行使の際に同項に記載の条件に該当する都度、行使価額は修正される。 4. 行使価額の下限 下限行使価額は、当社普通株式1株当たり638円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。 5. 割当株式数の上限 1,250,000株(発行済株式総数に対する割合は4.61%) 6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 797,512,500円(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。) 7. 本新株予約権には、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社が、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の条項が設けられている(詳細は別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。</p>

<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、1,250,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株)とする。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
------------------------	---

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初1,300円とする。但し、行使価額は本欄第2項に定める修正及び本欄第3項に定める調整を受ける。</p> <p>2. 行使価額の修正</p> <p>当社は、平成25年12月26日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、638円とする。但し、本欄第3項の規定を準用して調整される。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>
----------------	--

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定める子会社をいう。)の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内} \\ \text{に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>1,625,012,500円</p> <p>（注）行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項乃至第4項及び別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項によって調整が行われることがある。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成25年12月27日から平成27年12月26日までとする。

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使請求の受付場所 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 2. 取次場所 該当事項はありません。 3. 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 京橋支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。 2. 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

- (注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由
前記「1 新規発行新株予約権証券（第3回新株予約権証券）(2) 新株予約権の内容等」に対する
(注) 1. を参照
2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。
 3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
前記「1 新規発行新株予約権証券（第3回新株予約権証券）(2) 新株予約権の内容等」に対する
(注) 3. を参照
 4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
 5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。
 6. その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項はありません。
 7. 本新株予約権の行使請求の方法
(1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。

- (2) 本新株予約権を行使する場合、上記(1)の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が上記(2)に定める口座に入金された日に効力が発生する。
8. 株券の交付方法
当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
9. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
4,800,600,000	28,450,000	4,772,150,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行に際して払い込まれる金額の総額(第3回新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権の合計31,850,000円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合において、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額であり、第3回新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権の合計4,768,750,000円)を合算した金額であります。

	発行に際して払い込まれる金額の総額(円)	行使に際して出資される財産の価額の合計額(円)
第3回新株予約権	31,625,000	925,000,000
第4回新株予約権	200,000	968,750,000
第5回新株予約権	12,500	1,250,000,000
第6回新株予約権	12,500	1,625,000,000
合計	31,850,000	4,768,750,000

2. 行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、信託銀行費用、登録免許税等の合計額であります。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
国内における太陽光発電施設の開発	4,772,150,000	平成26年1月～平成27年12月

- (注) 1. 上記の金額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とした金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。
2. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

当社は、上記手取金をグリーンエネルギー事業の主体となる当社子会社であるJAG国際エナジー株式会社等に貸付け、当該子会社から太陽光発電施設の開発費用を支払う予定です。

太陽光発電施設の開発に当たっては、モジュールやインバータ等の価格や建設工事費からなるシステム費用、地代、稼働前の土地賃借料等が主な費用となります。太陽光発電施設の稼働後は、運転維持管理費用が主な費用となります。資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部が平成25年1月21日に作成した「平成25年度調達価格検討用基礎資料(調達価格等算定委員会配付資料)」によると、2メガワット(2,000キロワット)の施設を想定した場合で1キロワットあたりシステム費用が28万円、土地造成が必要な場合は造成費用が0.9万円見込まれております。工事負担金や土地取得費用は、多いものでは数億円を要するものがあります。また、同資料によると、運転維持管理費として、土地賃借料が1平米あたり年間150円、修繕費等が年間に建設費の1.6%、一般管理費が修繕費等の14%、人件費は年間300万円が見込まれています。当社グループでは効率的な開発、運営を図っておりますが、同程度の支出が想定されます。

上記によると、太陽光発電施設の開発には1メガワットあたり3億円程度を要するものと試算されます。しかしながら、土地の造成費用、電力会社と系統連系接続するための工事負担金、土地手当ての形態(賃貸・取得)等が案件ごとに異なり、また、当社グループの太陽光発電施設開発事業は、全額自己資金により開発を行うものではなく、開発資金の大半を金融機関からの借入れ等の負債により調達することや、様々な金融機関や事業パートナー、ファンド等との共同出資の形態により取り組むことも想定され、案件個別に開発コスト、当社の出資比率は異なります。また、現状、諸条件を外部と交渉中の案件もあるため、当社が支出すべき自己資金の額を案件ごとに見積もることは困難であります。

また、当社グループの太陽光発電施設の開発は、現在着手中の案件で約22メガワット相当の開発、今後、開発を計画している案件として、現時点では約60メガワット相当の予定がありますが、前記「1 新規発行新株予約権証券(第3回新株予約権証券)(2) 新株予約権の内容等」に対する(注)1.(1)資金調達の目的に記載のとおり、今後も案件が増加していくことが見込まれ、かつ上記のとおり案件の交渉・進捗により変動する可能性が高いことから、上記の支出予定時期につきましては、現時点の見込みとして、現状想定しているプランに対するものを記載しております。

なお、金融機関や事業パートナー、ファンド等との共同出資の形態による場合、金融機関からの借入れに係る費用や事業パートナーやファンドからの出資割合等を除いた部分が、当社グループとしての出資となり、出資割合に応じた太陽光発電施設の収益が、当社グループの収益になるものと見込んでおります。

上記の具体的な金額及び用途については、本新株予約権の行使による出資がなされた時点の状況に応じて変更される場合があります。

なお、本新株予約権の行使状況により想定どおり資金調達ができない場合には、更なる利益率の向上により資金を確保し、また、必要に応じて金融機関からの借入れや、その他の新たな資金調達の方法も検討する方針であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

(1) 名称	マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)
(2) 本店所在地	No.1 Martin Place, Sydney NSW 2000 Australia
(3) 国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項なし。
(4) 代表者の役職・氏名	会長 H.K.マックヤン (H.K. McCann) CEO G.C.ワード (G.C.Ward)
(5) 事業の内容	商業銀行
(6) 資本金	793,646百万円 (平成25年3月31日現在)
(7) 主たる出資者及びその出資比率	マッコーリー・ピーエイチ・ピーティーワイ・リミテッド, 100%

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

c．割当予定先の選定理由

割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは、平成23年9月12日に当社の完全子会社である国際航業ホールディングス株式会社が第三者割当により発行した新株予約権を引き受けた実績を有しておりますが、同社及びマッコーリーキャピタル証券会社は、当社の資金調達及び資本増強手段として、当社に本新株予約権の発行を提案してまいりました。なお、割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドとマッコーリーキャピタル証券会社との関係は、互いに資本関係等はないものの、両社ともマッコーリー・グループ・リミテッド（オーストラリア証券取引所(ASX)に上場）の完全子会社であり、本件において、マッコーリーキャピタル証券会社はマッコーリー・バンク・リミテッドの代理人となっております。当社はマッコーリー・バンク・リミテッド及びマッコーリーキャピタル証券会社の担当者との面談を通じて、当社の資金需要等の説明を行い、協議を重ねた結果、世界各地に拠点を構えグローバルに業務を展開しており、日本国内の上場会社15社に対して投資実績のある割当予定先の投資意欲と当社の資金需要が合致したことから、当社の事業戦略、資金需要の必要性及び時期等をご理解いただいたうえで、今回の資金調達への支援につき割当予定先との間で交渉を行うこととなりました。

資金調達に関しては、当社役員が種々の会社からご提案をいただいておりますが、割当予定先及びそのグループ会社であるマッコーリーキャピタル証券会社の担当者と協議を進め検討した結果、割当予定先の株式を100%所有するマッコーリー・ピーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドの所有者であるマッコーリー・グループ・リミテッドは、同社のホームページによると、1969年の創業以来40年以上にわたり、銀行業務、資金調達、M&Aアドバイザー、投資業務、資産運用などの各種金融サービスを世界28カ国で展開し、世界で上位50社に数えられる資産運用機関として13,600名を超える社員を有するマッコーリー・グループの持株会社としてオーストラリア証券取引所(ASX)に上場しており、オーストラリアの大手金融機関であり社会的な信頼が大きいこと、また割当予定先が日本において既に多くの投資実績（日本国内の上場会社15社に対する投資実績）を残しており、本件に関する豊富なノウハウを持ち合わせていることから、マッコーリー・バンク・リミテッドを割当予定先として選定するに至りました。

なお、本件第三者割当は、日本証券業協会会員であるマッコリーキャピタル証券会社のあっせんを受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割り当てようとする株式の数

マッコリー・バンク・リミテッド：新株予約権の目的である株式の総数 5,000,000株

e. 株券等の保有方針

本新株予約権について、当社と割当予定先であるマッコリー・バンク・リミテッドとの間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。なお、本新株予約権の譲渡には当社の取締役会による承認が必要です。

なお、当社役員と割当予定先の代理人であるマッコリーキャピタル証券会社の担当者との協議において、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを確認しております。

また、当社と割当予定先は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得する株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る転換又は行使（以下「制限超過行使」といいます。）を制限する旨を本買取契約にて規定します。具体的には、割当予定先が制限超過行使を行わないこと、割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約させること、割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約させること、当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、当社は、割当予定先からの転売先となる者（転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。）との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等の内容について、本買取契約により合意します。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は割当予定先であるマッコリー・バンク・リミテッドに対し、割当予定先の概要に記載の最近3年間の経営成績及び財政状態について2010年度から2012年度のアニュアルレポート（豪州の2001年会社法（英名：Corporations Act 2001）に基づく資料であり、2013年3月31日現在の現金及び現金同等物はA\$9,500million（円換算額：933,470百万円））を確認しており、本新株予約権の発行価額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する財産の存在について確実なものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は、マッコリー・ピーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドの100%子会社であり、マッコリー・ピーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドは、オーストラリア証券取引所(ASX)に上場し、オーストラリア銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁APRA(Australian Prudential Regulation Authority)の監督及び規制を受けておりますマッコリー・グループ・リミテッドの100%子会社であります。また、マッコリー・グループは、金融行動監視機構(Financial Conduct Authority)及びブルーデンス規制機構(Prudential Regulation Authority)の規制を受ける英国の銀行であるマッコリー・バンク・インターナショナルも傘下においております。そして、マッコリー・グループの事業は、世界中にあるその他規制機関による規制を受けております。以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社は担当者との面談によるヒアリング及びAPRAホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で確認しております。また、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことについて、割当予定先からその旨を証する書面を受領し確認しております。以上から、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡の際には当社取締役会の承認が必要であります。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社プルート・コンサルティング）に依頼しました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、行使期間中に行使価額の修正がなされる可能性があること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、当社株式の流動性等について一定の前提を置いた上で、本スキームにおける取得条項及び行使価額修正条項・選択権に関して、当社の資金調達需要等に関する一定の前提に基づき、当社がより行使価額の高い新株予約権の行使が促進されるような行動をとることを仮定するとともに、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提の下で行使期間にわたって一様に分散的な権利行使がなされることを仮定しており、割当先の事務負担・リスク負担等の対価として発生が見込まれる本新株予約権に係る発行コストや本新株予約権を行使する際の株式発行コストについて、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、当該評価額を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の発行価額を、第3回新株予約権は2,530円、第4回新株予約権は16円、第5回新株予約権は1円、第6回新株予約権は1円としました。また、本新株予約権の行使価額は、当初、平成25年12月9日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の、第3回新株予約権は90.6%、第4回新株予約権は94.9%、第5回新株予約権は122.4%、第6回新株予約権は159.1%に相当する額とするとともに、行使期間中に株価が固定行使価額を大幅に上回って上昇した場合、又は緊急の資金需要が発生したときのために、当社が行使価額修正に関する選択権を保有するものとし、当該修正に係るディスカウント率は、当社株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て、8%としました。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、発行価額が算定結果である評価額を参考に、当該評価額を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査役3名全員（うち会社法上の社外監査役2名）から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、上記算定根拠に不合理な点は見受けられず、有利発行に該当しない旨の意見の表明を得ております。当該意見表明は、第三者算定機関である株式会社プルート・コンサルティングが新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定していること、当該算定にあたり、本新株予約権の行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、行使期間、株価変動性、金利等の諸条件が考慮されていること、払込金額が算定結果である評価額を参考に、当該評価額を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されていること等を総合考慮して、本新株予約権の発行価額は適正価額であり、有利発行には該当しない旨の意見を述べるものであります。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は5,000,000株（議決権数50,000個）であり、平成25年12月10日現在の当社発行済株式総数27,138,380株（議決権数256,420個）を分母とする希薄化率は18.42%（議決権の総数に対する割合は19.50%）に相当します。

しかしながら、本新株予約権は原則として当初の固定された行使価額で行使されるため急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、前述のとおり太陽光発電施設の開発資金に充当することで計画的かつ安定的な業務拡大と企業価値向上を実現していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

また、新株予約権の目的である当社普通株式数の合計5,000,000株に対し、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高（平成25年10月1日の株式分割を反映）は729,477株であり、一定の流動性を有していること、本新株予約権は当社が資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であるため、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、発行数量の規模も合理的であると判断しました。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本スキームより有利な資金調達方法が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する本新株予約権を取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決 権数に 対する 所有議 決権数 の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の 総議決権 数に對す る所有議 決権数の 割合
マッコーリー・バンク・ リミテッド	No.1 Martin Place, Sydney NSW 2000, Australia	-	-	5,000,000	16.32%
藍澤證券株式会社	東京都中央区日 本橋1丁目20番3 号	3,448,760	13.45%	3,448,760	11.25%
JAPAN ASIA HOLDINGS LIMITED (常任代理人 日本アジ ア証券株式会社)	11/F, NO 8 QUEEN'S ROAD CENTRAL HONG KONG (東京都中央区 日本橋蛸殻町1 丁目7番9号)	2,624,800	10.24%	2,624,800	8.57%
BNYM SA/NV FOR BNYM CLIENT ACCOUNT MPC S JAPAN (常任代理人 株式会 社 三菱UFJ銀行)	RUE MONTOYER 46 1000 BRUSSELS BELGIUM (東京都千代田 区丸の内2丁目7 番1号)	1,007,900	3.93%	1,007,900	3.29%
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理 サービス信託銀行株式 会社)	東京都千代田区 丸の内1丁目3番3 号 (東京都中央区 晴海1丁目8番12 号 晴海アイラ ンドトリトンス クエアオフィス タワーZ棟)	825,070	3.22%	825,070	2.69%
NOMURA SINGAPORE LIMITED CUSTOMER SEGREGATED A/C FJ- 1309 (常任代理人 野村證券 株式会社)	10 MARINA BOULEVARD MARINA BAY FINANCIAL CENTRE TOWER2 #36-01 SINGAPORE 018983 (東京都中央区 日本橋1丁目9番 1号)	705,050	2.75%	705,050	2.30%

JA PARTNERS LTD (常任代理人 日本アジア証券株式会社)	P.O.BOX 957 OFFSHORE INCORPORATIONS CENTRE, ROAD TOWN, TORTOLA BRITISH (東京都中央区 日本橋蛸殻町1 丁目7番9号)	673,600	2.63%	673,600	2.20%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505086 (常任代理人 株式会社 みずほ銀行)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区 月島4丁目16番 13号)	598,700	2.33%	598,700	1.95%
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800 (常任代理人 株式会社 みずほ銀行)	2-4 RUE EUGENE RUPPERT, L-2453 LUXEMBOURG, GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG (東京都中央区 月島4丁目16番 13号)	560,400	2.19%	560,400	1.83%
国際航業ホールディ ングス株式会社	東京都千代田区 六番町2番地	547,350	-	547,350	-
日本アジアホールディ ングス株式会社	東京都千代田区 六番町2番地	495,030	-	495,030	-
計	-	11,486,660	40.73%	16,486,660	50.40%

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成25年9月30日現在の株主名簿上の株式数を基準とし、当社が平成25年10月1日付で株式分割を行ったことに鑑み、株式数に10を乗じた数を記載しております。なお、かかる株式分割と同時に、当社は100株を1単位とする単元株式制度を導入したため、100株未満の単元未満株式には議決権はありません。
2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当前の「所有株式数」に、本新株予約権の目的である株式の数を加えた株式数によって算出しております。
3. 上記のうち国際航業ホールディングス株式会社及び日本アジアホールディングス株式会社保有する株式については、会社法施行規則第67条第1項の規定により、議決権の行使が制限されております。
4. Oei Hong Leong Foundation Pte Ltd及びその共同保有者から平成25年5月17日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成25年5月15日現在同社とOei Hong Leong Art Museum Limitedが134,126株(保有割合4.94%)を共同保有している旨の報告を受けておりますが、当社として提出日現在、同社の実質所有株式数の確認ができておりません。また、ブラックロック・ジャパン株式会社から平成25年9月6日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成25年8月30日現在同社とBlackRock (Luxembourg) S.A.及びBlackRock Investment Management(UK) Limitedが116,400株(保有割合4.29%)を共同保有している旨の報告を受けておりますが、当社として提出日現在、同社の実質所有株式数の確認ができておりません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第26期(自 平成24年5月1日 至 平成25年3月31日)
平成25年6月27日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第27期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
平成25年8月14日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第27期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)
平成25年11月13日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成25年12月10日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成25年12月10日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券届出書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成25年12月10日)現在において変更の必要はないと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

日本アジアグループ株式会社
(東京都千代田区六番町2番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。